

覚せい剤取締法施行令の一部改正（案）についての意見・情報の募集

1. 改正の趣旨

覚せい剤取締法施行令第2条に定められている覚せい剤製造業者等の指定手数料及び指定証の再交付手数料の額について、人件費及び物件費の上昇等に伴う手数料額見直しの結果、額の改定が必要となった手数料の額の改定を行うものである。

2. 改正内容

【覚せい剤取締法施行令の一部改正】（第2条関係）

覚せい剤製造業者指定手数料（覚せい剤取締法施行令第2条第1号）

13,300円 13,500円

覚せい剤原料輸入業者指定手数料（同令第2条第2号）

13,300円 12,500円

覚せい剤原料輸出業者指定手数料（同令第2条第3号）

13,300円 12,500円

覚せい剤原料製造業者指定手数料（同令第2条第4号）

13,300円 12,500円

覚せい剤製造業者の指定証の再交付手数料（同令第2条第5号）

2,800円 2,850円

覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付手数料（同令第2条第5号）

2,800円 2,650円